権利擁護支援ネットワーク

ニュースレター

http://kitamishakyo.jp/

2020年(令和2年) 1月1日



1. 第2回権利擁護支援ネットワーク懇話会を開催しました。(通算4回目)

9月26日(木)に今年度2回目となる「権利擁護支援ネットワーク懇話会」を開催しました。権利擁護に関わる専門職や関係機関との顔の見える関係づくりや情報共有、ネットワークの構築を目的とし昨年11月にスタートした懇話会は今回で4回目を数え、46名が参加されました。

家庭裁判所における調査官の役割について



釧路家庭裁判所北見支部 主任 家庭裁判所調査官 田中 光史 氏より①家庭裁判所における 調査官の役割、②「新しい診 断書・本人情報シート」導入 の背景、調査官が期待する 「本人情報シート」に記入し

てほしい視点について、要点を絞ってわかりやすく お伝え頂きました。

グループワークを通して

講話を基に、気付いたことや新たな発見について 6 グループに分かれて意見交換を行いました。

「本人情報シート」の利用目的を理解し、記載に あたっての注意点を学んだ参加者からは、「伝えに くい情報の記載方法に困っていたが、今後、対応で

きそう」「不安が解 消された」「記載のポ イントを再確認した」 などの声も挙がり、実 務に携わる専門職の 方々にとって有意義な 時間となりました。



本人情報シートとは、医師が診断を行う際の補助資料
や、家庭裁判所における審判の資料とすることを主な目
的とし、平成31年4月より運用が開始されています。
Web サイト後見ポータルサイトに作成ポイント・記載例が掲載 (http://www.courts.go.jp//koukenp/)

▶ 掲載内容

- 1 権利擁護支援ネットワーク懇話会の開催
- 2 養成研修修了者向けフォローアップの開催
- 3 第4期 市民後見人養成研修が修了
- 4 常呂圏域医療・福祉・介護事業所等権利擁護研修会

グループワークで出された意見のQ&A

(回答:主任家庭裁判所調査官 田中 光史氏)



鑑定になる基準はありますか?また、鑑定は どのような場合に必要となりますか?

基準はありません(表には公表していない)。判断能力レベルが曖昧などから3類型のどれに該当するか区分しきれない時や、親族間の疑義が懸念される時は鑑定を行う場合があります。



本人情報シートの提出が難しい場合とは、ど ういうことですか?

本人申立・親族申立の場合、本人情報シートの提出理解が進んでいないことや、介護・福祉サービスを利用していない対象者もいるため、必ずしも提出されるとは限りませんが、基本は提出が望ましいです。



対象者に福祉関係者等がおらず、本人情報 シートが提出できない場合は、提出しなく てもよいのですか?または、家族などで記 載できる人を探すべきですか?

記載は、基本専門職が望ましいとされていますが、専門職がいない場合は親族や知人が記載しても構いません。対象者をよく知る身近な人が、診断書を作成する医師へ情報提供することに意義があります。

2. 養成研修修了者向けフォローアップ講座を開催しました

令和元年9月11日(水)に、市民後見人養成研修修了者を対象としたフォローアップ研修を行いました。この研修は市民後見人養成研修修了者を対象に、知識の向上やモチベーションの維持を図ることを目的として年3回程度開催しています。



▲日赤看護大学 西片 久美子教授

今年度第1回目となる研修では、日本赤十字北海道看護大学の講堂をお借り し、「高齢者が患いやすい病気と特徴~高血圧症、認知症編~」として老年看 護学教授 西片 久美子先生にご講話いただきました。高血圧症、認知症につ いての講話は、参加者の興味・関心の深い内容であり、耳を傾け頷いたり講師

の問い掛けに答えるなど熱心に受講されていました。 アンケートでは「90分の講話が短かった」「専門 性の高い内容で知識が深まった」「地域支援の重要 性を再認識した」などのコメントが寄せられました。

講義後は、日赤看護大学の構内を見学させていただき、質問したり感心されながら楽しく見学される様子が伺えました。



▲受講の様子

地域に身近な市民の立場で後見活動を担う

3. 第4期 市民後見人養成研修が修了しました

第4期となる市民後見人養成研修が10月7日(月)を もって修了し、北見市保健福祉部高田部長より26名に修 了証書が授与されました。

閉講式では、受講生それぞれから養成研修を終えた今の気持ちや今後の抱負についてスピーチをいただき「今回の研修で得た知識を活かしていきたい」「自分に良く頑張ったと誉めてあげたい」など、それぞれの思いを語られました。

全10日間、2ヶ月にわたり行われた研修では、成年後 見制度の理念や市民後見人の役割と理念、また財産法・ 家族法の基礎、さらには裁判所見学や施設見学実習な ど、市民後見人としての必要な知識等を学びました。

講座の実施にあたっては、市内を中心に

司法・福祉・医療現場の最前線で活躍されておられる講師の方々、また、研修の趣旨にご理解いただき見学実習をお受けいただいた福祉施設、受付や会場設営などを担ってくださった「きたみ市民後見人の会」の皆様など、多くの関係者や関係機関の皆様に支えられ研修を開催できたことに事務局一同、心より感謝申し上げます。



▲第4期 養成研修を修了された皆様

【第1~4期 市民後見人養成研修受講者状況】 (R2.1.1 現在)

| 年度 | 受講者数 | 修了者数 | 法人後見支援員状況 | |
|---------|------|------|-----------|------|
| | | | 登録者数 | 活動者数 |
| 平成 25 年 | 48 | 47 | 17 | 8 |
| 平成 28 年 | 44 | 42 | 22 | 15 |
| 平成 30 年 | 14 | 14 | 11 | 2 |
| 令和 元年 | 28 | 26 | 12 | 0 |
| 合計 | 134 | 129 | 62 | 25 |

常呂圏域における権利擁護の推進に向けた取組み

4. 常呂圏域医療・福祉・介護事業所等権利擁護研修会を開催しました。



▲熱心に耳をかたむける参加者

★研修会のお知らせ★

常呂町民のための

「老いをより良く生きる」講座 日時: 令和2年 2月 18日 (火)

13:30~15:30

場所:常呂町公民館 講座室

【内容】

▶ 老後と不動産相続 北海道みらい オホーツク事務所 所長税理士 江澤 昭氏

終活と後見の話し 行政書士事務所AOKI 行政書士 青木 伸生氏

申込・問合せは、当センターまたは、常呂地区地域包括支援センターまで!

10月10日(木)、北見市老人いこいの家において「常呂圏域医療・福祉・介護事業所等権利擁護研修会」を開催しました。ともざわ法律事務所 友澤 太郎弁護士より、「契約の意味と、利用者、支援者を守るための取り組みを考える」を題目に講話いただきました。契約や署名・押印の意味や、医療侵襲行為に関する考え方、対

応方法(一例)などの説明のほか、全13項目の質問に対して解説していただきました。

医療や福祉関係者など23名の参加者からは、「研修を通して後見制度を必要とする対象者が身近にいることに"気づき"があった」「制度自体の必要性を感じている」「医療同意や契約の知識が深まった」などのコメントがありました。



▲ともざわ法律事務所 友澤 太郎弁護士

「成年後見制度利用促進基本計画」では、成年後見制度の 利用を必要とする人が、全国どこの地域に住んでいても制度 を利用できる体制整備を進めることが示されています。

常呂圏域における権利擁護に関する相談数は、他自治区と 比較して少ない一方で、相談内容の一つ一つが複雑な傾向に あります。また、今回の研修会やアンケート結果から、契約 や金銭管理などの困りごとや、権利擁護が必要な潜在的ニー ズはあると思われるが、後見制度の必要性判断までには十分 に至っていない現状が見えてきました。当センターでは、関 係者(専門職や金融機関等)が制度を必要とする人に気づ き、必要な資源を適切な時期に繋げる仕組みを構築するこ と、また、市民の権利擁護意識を高めるための研修会など、 継続した取組みを行ってまいります。



【発行】 北見市成年後見支援センター 〒090-0065 北見市寿町 3 丁目 4 番 1 号 北見市総合福祉会館内 電話 0157-61-8182 Fax 0157-57-3611